

5 令和2年度事業計画(事業別内訳)

① 治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一環であり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図るために実施します。

特に九十九里地区の海岸県有保安林については、「千葉県海岸県有保安林整備指針(九十九里地区)」に基づき、防災林の造成などの整備を進めます。

○山地治山事業(緊急予防治山)

山地災害の防止のために緊急に行う荒廃危険山地や崩壊等を予防する事業

NO.	施行箇所	面積(ha)	主な工種
R元線1	旭市櫻井	0.04	山腹工
計		0.04	

○山地治山事業(予防治山)

山地災害の防止のために行う荒廃危険山地や崩壊等を予防する事業

NO.	施行箇所	面積(ha)	主な工種
R元線1	山武郡横芝光町篠本	0.15	山腹工
1	山武市松尾町八田	0.04	山腹工
2	東金市東金	0.04	山腹工
計		0.23	

○保安林整備事業(防災林造成)

海岸における飛砂、潮害、高潮等の被害を防止するため、海岸林を造成又は保護育成する事業

NO.	施行箇所	面積(ha) *1	主な工種
R元線1	山武市白幡(本須賀その1)	1.20	植栽工・管理道
R元線2	山武市井之内(本須賀その2)	0.66	植栽工・管理道
1	山武郡横芝光町木戸	0.64	植栽工・管理道
2	山武市本須賀	2.63	植栽工・管理道
3	長生郡一宮町一宮	2.29	植栽工・管理道
計		7.42	

○保安林整備事業(保育事業)

防災林造成工事等において植栽した箇所の保育事業

NO.	施行箇所	面積(ha)	主な工種
1	匝瑳市長谷外(海匝地区)	7.28	下刈
2	山武郡横芝光町木戸外(山武地区)	16.14	下刈
3	長生郡長生村一松外(長生地区)	3.91	下刈
計		27.33	

○治山施設災害関連事業(災害関連緊急治山)

民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等につき、当該災害発生年度に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R元線1	長生郡長柄町山根	0.14	山腹工
R元線2	長生郡長柄町味庄(1)	0.25	山腹工
R元線3	長生郡長柄町味庄(2)	0.11	山腹工
R元線4	長生郡長柄町味庄(3)	0.10	山腹工
R元線5	長生郡長柄町長柄山	0.22	山腹工
R元線6	長生郡長南町坂本(1)	0.08	山腹工
R元線7	長生郡長南町坂本(2)	0.06	山腹工
R元線8	長生郡長南町長南(1)	0.03	山腹工
R元線9	長生郡長南町長南(2)	0.11	山腹工
R元線10	茂原市上太田	0.04	山腹工
R元線11	大網白里市池田	0.02	山腹工
R元線12	長生郡長南町蔵持	0.01	山腹工
R元線13	長生郡長南町水沼	0.02	山腹工
R元線14	千葉市緑区板倉町	0.03	山腹工
R元線15	山武市森	0.04	山腹工
R元線16	茂原市大沢	0.02	山腹工
R元線17	長生郡長柄町六地蔵	0.06	山腹工
計		1.34	

○治山施設災害復旧事業(県単林地荒廃防止施設災害復旧)

災害等により被災を受けた治山施設を復旧する事業(公共災害復旧事業に該当しないもの)

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R元線1	長生郡白子町剃金	1.25	浚渫工・木柵工
1	長生郡白子町剃金	0.20	木柵工
2	旭市野中外	0.14	植栽工(広葉樹)
3	長生郡一宮町一宮	0.05	砂丘造成
4	長生郡長生村一松	0.81	植栽工
5	旭市神宮寺	0.04	砂丘造成
計		2.49	

○山地治山事業(県単治山施設機能強化)

県が管理する治山施設について、安全性の確保等のため個別施設ごとに現地調査及び長寿命化計画策定の事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
1	管内治山施設	—	治山施設の調査、計画策定
計			

○山地治山事業(治山維持管理)

治山施設の維持補修等を行う事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
1	R3年度事業実施箇所(防災林造成)	-	地下水位観測パイプ設置
2	R3年度事業実施箇所	-	地質調査
3	R3年度事業実施箇所	-	埋蔵文化財調査
計		-	

○山地治山事業(計画作成)

翌年度実施予定の治山事業の計画作成を行う事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
1	茂原市吉井下	-	計画作成業務
計		-	

○山地治山事業(山地災害危険地区調査)

全国各地で頻発している豪雨災害に備えるため、山地災害危険地区の緊急点検を行う事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R元線1	山地災害危険地区(長南町)	—	山地災害危険地区点検
1	山地災害危険地区(箇所未定)	—	山地災害危険地区点検
計			

② 林道事業

林道事業は、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るために必要な路網の整備であり、林道整備により山村地域の振興、都市と山村の交流に寄与するものです。

○林道維持管理事業

林道の管理

NO.	施 行 箇 所	延長(m)	主 な 工 種
1	香取郡東庄町小南(県営林道 夏目線)	1,263	草刈り、側溝清掃
計			

○林道施設災害復旧事業

災害復旧

NO.	施 行 箇 所	延長(m)	主 な 工 種
1	香取郡東庄町小南(県営林道 夏目線)	67	路肩崩落補修、法枠空隙補修、ガードレール設置
計			

④ 森林病虫害防除事業

松林を松くい虫の被害から守るため、森林病虫害等防除法に基づき薬剤散布及び特別伐倒駆除を計画的に実施します。

(1) 地上散布実施計画(1回散布)

単位:面積 ha

区分	海匝地区	山武地区	長生地区	計
県有林	43.7		22.3	66.0
民有林	1.4		0.8	2.2
計	45.1		23.1	68.2

(2) 無人ヘリコプター散布実施計画(1回及び2回散布)

単位:面積 ha

区分	海匝地区	山武地区	長生地区	計
県有林	—	17.2	2.8	22.8

(3) 特別伐倒駆除計画

今年度の被害発生状況に応じて、適宜伐倒駆除を行います。

⑤ 県営林事業

県営林は、適正に管理することにより水源のかん養その他森林の公益的機能の維持増進及び地域林業の振興を図るとともに、県有財産の造成を目的に経営するものです。

長生郡睦沢町岩井地内に所在する分収林と香取郡東庄町小南地内に設置した東庄県民の森内の県有林があり、本年度は次の事業を実施します。

事業名	事業内容	備考
経営管理事業	岩井分収林における作業道刈払い	面積 0.23 ha
保育事業	岩井分収林における除伐	面積 0.88 ha

⑥ 県民の森整備事業

県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的に設置された県民の森の施設整備及び県民の森指定管理者の管理運営の現地確認を行います。

また、整備事業として老朽化した施設の改修などの工事を実施します。

施設整備

県民の森名	所在地	事業内容	管理者(指定管理者)
東庄県民の森	香取郡東庄町小南	トイレ洋式化 管理事務所外壁塗装	千葉県森林組合連合会
船橋県民の森	船橋市大神保町	支障木伐採・風倒木除去	(株)塚原緑地研究所

⑦ 森林整備事業

(1) 森林の持つ木材生産機能や水源のかん養、県土保全及び環境保全等の公益的機能を維持増進するため、計画的な植栽や間伐などの森林整備を行う森林所有者、団体に対して補助事業を実施します。

また、市町村道及び電線の重要インフラ周辺の森林において、風倒木や土砂流出等による施設への被害を未然に防ぐため、「災害に強い森づくり事業」を実施します。

(2) 令和2年度事業予定数量

1 国庫造林補助事業

区分	千葉 (ha)	印旛 (ha)	東葛 (ha)	香取 (ha)	海匝 (ha)	山武 (ha)	長生 (ha)	計 (ha)	備考 (事業費・千円)
植栽	0.30	4.00	—	—	—	3.20	—	7.50	23,942
保育	0.30	1.28	18.42	—	2.28	11.10	—	33.38	10,968

2 竹林拡大防止事業

区分	千葉 (ha)	印旛 (ha)	東葛 (ha)	香取 (ha)	海匝 (ha)	山武 (ha)	長生 (ha)	計 (ha)	備考 (事業費・千円)
伐竹	—	—	—	—	—	1.50	—	1.50	5,632

3 県単森林整備事業

区分	千葉 (ha)	印旛 (ha)	東葛 (ha)	香取 (ha)	海匝 (ha)	山武 (ha)	長生 (ha)	計 (ha)	備考 (事業費・千円)
植栽	—	—	—	0.30	—	0.29	—	0.59	684
保育	7.59	3.50	—	10.20	—	2.09	2.97	26.35	9,497
間伐材搬出	—	—	—	20	—	1,130	—	1,150	5,405

4 森林吸収源対策間伐促進事業

区分	千葉 (ha)	印旛 (ha)	東葛 (ha)	香取 (ha)	海匝 (ha)	山武 (ha)	長生 (ha)	計 (ha)	備考 (事業費・千円)
間伐	—	—	—	—	—	22.72	—	22.72	31,782

5 サンプスギ林総合対策事業

区分	千葉 (ha)	印旛 (ha)	東葛 (ha)	香取 (ha)	海匝 (ha)	山武 (ha)	長生 (ha)	計 (ha)	備考 (事業費・千円)
被害木伐倒・植栽	0.40	4.87	—	—	—	14.65 (4.77)	—	19.92 (4.77)	99,087 (32,874)

6 災害に強い森づくり事業

区分	千葉 (ha)	印旛 (ha)	東葛 (ha)	香取 (ha)	海匝 (ha)	山武 (ha)	長生 (ha)	計 (ha)	備考 (事業費・千円)
特殊地拵え	3.00	—	—	1.18	—	5.00 (6.44)	—	9.18 (6.44)	119,502 (83,833)

()は繰越で外数

⑧ 林業普及指導事業

令和2年度の普及指導活動にあたっては、千葉県林業普及指導実施方針で課題としている「地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、林業事業者の育成、林業の新たな担い手・林業後継者の育成」について継続的に取り組むこととし、昨年度から導入されている森林環境譲与税や必要に応じて新たな森林管理システムを活用しながら、管内各市町村の森林施業の集約化及び木材利用促進を重点的に推進していきます。また、森林環境譲与税制度により、管内各市町村が地域特性に即した森林整備に関連する施策を検討、実施できるよう情報提供及び技術支援を行うとともに、北部普及指導区内での各市町村の連携体制の構築、並びに必要に応じて北部普及指導区を超えた広域的な連携体制の構築を行います。

令和2年度の普及指導区ごとの指導方針は次頁のとおり計画しています。

○北部普及指導区

1 普及指導活動の方針

(1) 管内林業の概況

ア 森林及び担い手の概況

北部普及指導区は、香取地域・海匠地域・山武地域・長生地域と県内の4地域にわたり、地域森林計画対象民有林の面積は28,946haで県森林面積の19.9%、人工林率は県37.6%に対し、43.8%であり、全国平均の41%よりやや高い程度です。

北部普及指導区の森林は、里山・農地を主体とした農村地帯に位置していることが特徴であり、森林の所有規模は零細かつ分散的です。また、林業の従事者の多くは、高齢な篤林家が中心で、備蓄林的な林業経営となっており、経営合理化・施業集約につながりにくく、森林経営計画の策定が難しい地域です。

当指導区においても、全国と同様、森林所有者の高齢化や世代交代、所有する森林への関心の低下から、森林が適正に管理されず放置され、森林の荒廃が進行しています。また、山武地域をはじめ、管内に広く植栽されているサンプスギのほとんどが「非赤枯性溝腐病」に罹病しており、さらに、近年は管内全域にスギカミキリ被害木が散見されるなど、森林病虫害被害が拡大しています。

そのような状況下、令和元年9月9日に房総半島を通過した台風第15号をはじめとする度重なる災害により、当指導区の森林においても、多くの風倒木等の森林被害が発生し、森林の公益的機能が損なわれました。今後は、従来の間伐等や森林病虫害対策の森林整備に加え、被害森林の再生整備も迅速に行い、災害発生時であっても、森林が道路や送配電線、家屋等に対して危険を及ぼすことがないような森林の保全を行うことが急務となっています。

施業の集約化については、森林所有者が求める委託条件(残存木や林床への損傷防止、委託費用の無料又は還元金の要望)への対応が課題ですが、近年、森林組合を含め5つの団体が集約化及び森林経営計画の策定を進め、森林整備に取り組んでいます。しかし、森林病虫害や風倒被害等も含め整備を必要とする森林に対し、事業者の数とその事業量が圧倒的に不足しており、今後も主体的に活動する新たな事業者の育成や、施業合理化による経営規模の拡大並びに林業機械の導入等による作業効率性の向上が求められます。

イ 特用林産物生産の概況

管内は稲作・畑作を中心とした農業が大規模に営まれているほか、原木または菌床シイタケ等きのこの周年施設栽培を行う大規模な生産者が点在し、主に地域の直売所やスーパー等への直接取引による出荷をしています。

一方、自宅裏等で少量の原木を有し、自家用の余剰分を直売所等へ出荷する小規模な原木露地栽培のシイタケ生産者も多い状況です。また、長生地域には「長生郡市椎茸生産組合連合会」があり、原木シイタケ施設栽培による生産者が他の地域に比べ多く存在しています。

大規模生産者は汚染濃度の低い他県産の原木を調達し、原発事故前と同程度の原木本数を確保できるようになりましたが、福島県産並みの原木品質を確保できないことや原木の納品遅れ等により生産への支障が出ています。

また、平成27年頃からフタモントンボキノコバエによる被害が増加しているため、防除技術の普及が課題となっています。さらに原木の不足から九州から原木を導入したところ、ハラアカコブカミキリが産卵した原木であったことから、成虫が確認され、本県でも定着している可能性が高いことから、その駆除を確実にする必要があります。

きのこ以外では、管内のほぼ全域でタケノコが出荷されていますが、竹林管理や肥培を行い、系統出荷・直売等により一定規模の生産等を行っているのは長柄筍生産組合と芝山観光竹の子園他一部の生産者に限られ、大多数は所有竹林から収穫した一部を地元直売所で販売する程度の小規模な生産です。

(2) 管内林業の振興方針

令和2年度の普及指導活動にあたっては、千葉県林業普及指導実施方針で課題としている「地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、林業事業者の育成、林業の新たな担い手・林業後継者の育成」について継続的に取り組むこととしますが、令和元年度から導入された森林環境譲与税や森林経営管理法制度を活用し、令和元年台風第15号等による被害を受けた森林を再生する等、地域の森林整備を加速させ、度重なる自然災害に備え、土砂災害機能等の森林の多面的機能を発揮させ、地域の財産である森林を次の世代に引き継げるよう、管内各市町村の地域特性に即した森林整備の推進及び木材利用促進を重点的に推進していきます。また、森林環境譲与税の活用により、管内各市町村が地域特性に即した森林整備事業の展開ができるよう、情報提供及び技術支

援を引き続き行うとともに、当指導区内での各市町村の連携体制の構築、並びに必要に応じて当指導区を超えた広域的な連携体制の構築を推進していきます。

原木シイタケをはじめとする特用林産物の安全・安心の確保については、市町村と連携し生産者や流通関係者に対し、放射性物質低減対策を含めた栽培知識の技術等の普及指導や情報提供を重点的に実施します。

2 普及指導課題と活動方法

課 題	目 標	課題の現状等	普及指導活動の内容
<p>(1) 被害森林の復旧等の森林整備・保全等に向けた取組</p> <p>対象： 管内20市町村 千葉県森林組合 ほか林業事業体 森林所有者</p>	<p>(1) 市町村や林業事業体等が計画的に実施する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画策定面積の拡大：100 ha ・ 森林整備推進面積：161.05ha 	<p>(1) 森林所有者の高齢化・世代交代により、森林整備が進まないため、森林の荒廃や病害虫被害が進行している中、令和元年台風第15号等により風倒被害が多く発生し、被害森林の再生も含め、森林整備・保全に対する取り組みを従来以上に重点的に行う必要があります。</p> <p>このような状況下であるため、林業事業体が地元で説明し、理解を得て森林整備を実施する従来の取り組みだけでなく、森林環境譲与税制度及び森林経営管理法制度の活用により、森林整備を推進することを検討する市町村と連携しながら、森林の団地化・施業の集約化を推進していく必要があります。</p> <p>また、従来から、地域の課題となっている計画的かつ着実な森林整備を行う林業事業体の育成、森林整備の低コスト化、担い手の確保並びに事業の拡大に伴う機械化の推進も必要です。さらに、今後、風倒木処理等危険度が高い作業が増加することから労働安全の確保は急務です。</p>	<p>(1) 当年度の普及指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村職員に対する森林計画制度・森林整備事業制度への理解促進 イ 市町村職員・森林所有者・林業事業体等への被害森林の再生等森林整備の取り組みに必要な技術指導支援 ウ 森林施業の集約化の普及啓発・促進支援並びに森林経営計画の作成支援指導 エ 森林組合等林業事業体への低コスト施業等の指導による経営改善 オ 森林所有者や林業事業体等への労働安全意識の向上 <hr/> <p>(1) 当年度の普及指導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 森林計画制度・森林整備事業制度及び被害森林の再生等森林整備手法の普及・指導（～3月） b 森林整備の推進を検討する市町村と連携した森林経営計画策定に向けた地元説明会開催・現地調査・計画作成等の技術的支援・指導・助言（～3月） c 市町村担当職員への研修・説明会の実施（6月） d 被害森林再生等の森林整備に必要な技術普及・指導支援（～3月） e 風倒木処理等森林整備作業に必要な不可欠な安全対策の指導・助言（～3月）
<p>(2) 特用林産物の生産の安全・安心の確保</p> <p>対象： 原木シイタケ 生産者</p>	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷制限の解除 1ロット ・ 出荷前検査の徹底 	<p>(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故後9年が経過する中、特用林産物の放射性物質対策においては、原木シイタケにおいて管内の一部で出荷制限指示や自粛要請が継続されていることから、市と連携して当該シイタケ</p>	<p>(2) 当年度の普及指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全な特用林産物生産のための方法・知識の普及 イ 原木シイタケの出荷制限解除 ウ 市町村と連携した出荷状況の把握、出荷管理の徹底

<p>タコノコ 生産者 直売所等 流通関係者</p>	<p>原木シイタケ (露地) 13市町村</p> <p>タケノコ 19市町村</p>	<p>が出荷されない出荷管理を徹底する必要があるとともに、出荷制限（指示）・自粛（要請）解除のための栽培管理指導が必要です。</p> <p>また、安全な特用林産物生産・販売のため、多くの生産者に向けて知識や技術の普及、情報提供を行うことが求められています。</p>	<p>エ 汚染原木対策情報の提供</p> <hr/> <p>(2) 当年度の普及指導計画</p> <p>a 市町村、流通関係者と連携した特用林産物の生産状況、販売状況の把握及び出荷ルールについての周知徹底（通年）</p> <p>b 生産者に対する安全・安心な特用林産物の生産販売に向けた知識・技術の普及（通年）</p> <p>c 市町村と連携した出荷制限等解除等に向けた生産現場の状況や意向の把握及び栽培管理等の徹底に関する巡回指導（通年）</p> <p>d 市町村担当者会議の実施（シイタケ・タケノコ出荷期前）</p> <p>e 汚染原木対策指導（～3月）</p> <p>f 試験研究成果の普及（～3月）</p>
--	--	--	---

<p>(3) 森林経営管理制度及び森林環境譲与税制度の適正な運用にかかる市町村支援</p> <p>対象： 管内市町村 (20市町村)</p>	<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害森林の再生等森林整備の加速化に関する施策(木材利用も含む)の検討 ：20市町村 ・被害森林の再生に関連事項や森林経営管理制度運用事項についての市町村森林整備計画の見直しの検討 ：20市町村 ・基金条例制定する市町村数 ：3町村 (多古町、睦沢町、長生村) ・(仮称)千葉県森林経営管理協議会の設立支援と加入促進 ：協議会設立支援 1件 ：各市町村の情報収集 20市町村 ：指導助言・加入促進 20市町村 ：協議会への加入 20市町村 	<p>(3)</p> <p>令和元年度から導入された森林環境譲与税の使途については、各市町村の状況に応じた当面の方向性を持つようになったものの、管内の多くの市町村は今だ業務執行体制の構築が整っておらず、森林環境譲与税制度及び森林経営管理法制度の職員の理解度も未だ不十分な状況です。</p> <p>また、令和2年度からは、森林整備などのさらなる推進のため森林環境譲与税の配分額が増額されたことから、市町村において、円滑に森林環境譲与税制度を活用し、森林整備が推進できるよう、市町村職員の制度内容理解の促進、使途に関する市町村内部組織の統制、森林環境譲与税の使途に関する具体的実行計画の策定、納税者や森林所有者との合意形成等に関する支援等を行う必要があります。</p> <p>また、森林環境譲与税制度等を活用した事業実行にあたっては、年間の森林整備事業量や木材需給等について、市町村を超えた連携や調整、技術的支援が必要です。</p> <p>さらに、平成31年4月から施行された森林経営管理法において、市町村は森林の経営管理が円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努める責務がある旨定められたことから、より具体的な市町村の対応について、森林所有者へ周知させるための技術的支援も必要です。</p>	<p>(3) 当年度の普及指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 森林環境譲与税の使途に関する技術的助言 イ 森林環境譲与税活用に向けた市町村の実行計画の策定支援 ウ 市町村職員の森林環境譲与税制度及び森林経営管理法制度内容理解促進 エ 地域住民主体の森林管理組織体制づくり等支援 オ 森林環境譲与税を活用した広域的な連携に対する支援 カ 森林経営管理集落支援モデル事業の実行支援(香取市、山武市) キ 森林整備事前準備モデル事業の実行支援(東金市) <hr/> <p>(3) 当年度の普及指導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 森林連絡調整会議北部林業事務所部会の開催(～3月) b 森林環境譲与税使途実行計画の策定・基金設立に向けた各市町村における個別技術支援及び助言の実施(～3月) c 地域住民主体の新たな森林管理体制の構築及び森林管理計画策定及び実行に係る技術的支援(～3月) d 他自治体での取り組み事例等の把握及び情報提供(～3月) e 被害森林の再生及び森林経営管理法に関する事項に係る市町村森林整備計画の変更樹立支援(～2月) f 森林整備事業量調整及び木材需給調整のための各市町村連携支援(～3月)
--	--	--	--

○印旛普及指導区

1 普及指導活動の方針

(1) 管内林業の概況

ア 森林及び担い手の概況

印旛普及指導区は、森林面積が20,946haで、うち地域森林計画で対象とされる民有林面積は18,473haであり、その内訳は、千葉市・八千代市が人工林1,936ha、天然林1,861ha、竹林・その他729ha、東葛飾地区が人工林597ha、天然林1,234ha、竹林・その他374ha、印旛地区が人工林4,303ha、天然林5,136ha、竹林・その他2,243haとなっている。

千葉市・印旛地区は都市化が進みながらも人工林率が比較的高く、県平均(37.7%)以上(千葉市45%、印旛地区37%)となっている。人工林の多数を占めるスギ林は、スギ非赤枯性溝腐病、スギカミキリの被害を受けており、被害木処分や改植などの森林整備が必要な状態であるが、材価が安く整備費用を補てんできないこと、森林所有者の高齢化等による林業経営に対する意欲低下などから、放置される森林が多く見られる。

八千代市・東葛飾地区は、都市化が進んだ地域であり、森林率・人工林率ともに県平均を大きく下回り、残された森林は地域の生活環境に対し、都市気候緩和や騒音防止などの公益的機能を発揮するだけでなく、地域住民のレクリエーションや憩いの場としての役割が期待されている。

管内の森林所有形態は、小規模・零細で点在しており、生活圏に森林が近いこともあり、森林の開発に対する圧力が強い地域となっている。地域にとって貴重な森林ではあるものの、維持管理には非常に手間がかかること、人家・道路近接森林の危険木処分やごみ投棄に関する苦情も多く、森林を転用したい、開発したい、手放したい、と考える森林所有者も少なくない。

このような状況の中、千葉市・印旛地区では森林整備加速化・林業再生事業等を活用して森林経営計画の作成及び森林組合等林業事業者への施業委託が進められ、千葉市の自伐林家が残る地域において、平成28年6月に所有者共同で森林経営計画が策定された。また、県森林組合が千葉市・市川市・成田市・四街道市・八街市の一部の森林所有者から森林経営の委託を受け、森林経営計画を樹立している。しかしながら、管内での森林経営計画認定面積はいまだ低い状況にあり、計画的な森林整備の実施はこれからの課題である。

なお、発電用に材を集荷する民間企業のチップ加工施設が稼働しており、材の販売先として活用されている。

八千代市・東葛飾地区では比較的早い段階から市民による森林保全の取組みが行われ、森林所有者との長期受委託契約により、森林経営計画や森林施業実施協定を締結し、森林の整備を行う全国的に見ても先進的な取組みを行う団体も存在している。ボランティア育成講座を継続開催する市も多く、地域の担い手として期待されているが、新規参加者が少ないことに加え、定年退職後の会員が多いことから、活動継続に伴う団体構成員の年齢が高いため、活動可能な期間が短くなってきている。

さらに、令和元年9月の台風第15号の強風により、台風経路の東側地域においては、倒木や折損木など甚大な被害が発生し、特に千葉市は著しい被害を受けた。また、八街市、佐倉市、成田市、富里市なども顕著な被害を受けたことから、今後の森林整備について、担い手不足もあり、どう進めていくかが重要な課題である。

さらに、令和2年4月7日には新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が出され、市民による森林保全のボランティア活動や各市による育成講座など相次いで中止されている状況から、今後の動向を見極める必要がある。

イ 特用林産物生産の概況

管内では、原木・菌床シイタケ、タケノコ、クリ生産があり、主に地域の直売所に出荷されている。少量多品目栽培の一品目として特用林産物を栽培する生産者が多く、シイタケが経営の中心である生産者も存在している。

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響から出荷制限の指示や出荷の自粛要請が出された。現在、原木シイタケの出荷制限・自粛は一部解除され、8市中4市8名が出荷可能となった。時間が経つにつれ、解除希望の生産者が増加している。タケノコは制限のかかった8市全ての出荷が解除されており、その他市町を含めて、出荷前検査、定期検査を実施している。特に、県内でも比較的放射性物質が高い地域であることを踏まえ、市町村と連携し、生産者へ継続指導を行うことが重要である。

菌床シイタケについては、中国産菌床を使用する大規模生産者が参入しており、中国産菌床由来のシイタケ生産量が著しく増加し、日産3tの生産量を誇る生産者が現れたことにより、2018年11月、東京市場の千葉県産シイタケの価格が暴落、その後600円～800/kg程度で推移している。

さらに、令和元年9月の台風第15号の強風により、台風経路の東側地域（千葉市東部地域、八街市、佐倉市、成田市、富里市）では、シイタケのハウスや収穫間際のクリなど甚大な被害を受けたことから、現在、災害復興補助事業等によるハウスの再建や補修などを進めているところである。

(2) 管内林業の振興方針

千葉県林業普及指導実施方針（平成31年3月）及び各地域の地域農林業振興方針に基づき、普及活動の推進を行う。森林整備について、千葉市・印旛地区では森林組合や市町を中心に、関係機関と連携をとりながら森林施業の団地化・集約化による森林整備を重点的に推進する。また、八千代市・東葛飾地区では市民による森林整備の指導・支援を市と連携しながら進め、都市部の森林の維持管理に努める。林業経営を行わない人工林や伐竹跡地、人家・道路近接林については、市町・林業事業体・森林所有者に樹種転換を提案していくとともに、森林整備の担い手の確保・育成を図る。

林地残材となりやすい病害虫被害材を含めた木材の有効活用を図るため、市町における木材利用促進方針の策定や木育など、木材利用への理解と需要を生み出す環境づくりを進める。特用林産物の放射性物質対策においては、基準以下の品目が流通するよう、市町と連携した放射性物質検査・出荷管理の徹底を図るとともに、生産者への安全な特用林産物を生産するための知識普及を行う。

令和元年9月の台風第15号の強風により、倒木や折損木など甚大な被害が生じた台風経路の東側地域においては、補助事業等を活用しつつ早急に森林整備を進めなければならない。

2 普及指導課題と活動方法

課 題	目 標	課題の現状等	普及指導活動の内容
(1) 地域の森林整備の推進に向けた取組 対象： 森林組合（2組合） 認定事業体 森林整備団体 市町村 木材利用に取り組む者	・森林経営計画の樹立 5ha	森林の維持・管理を効率的に行うためには、集約した施業の実施が求められている。一方、管内の森林所有形態は、小規模・零細で点在しており、森林経営計画策定を進めていく必要がある。	当年度の普及指導事項 ・森林施業の集約化 ・木材利用に関する情報提供 ・労働安全意識の向上
	・補助事業を活用した森林整備の推進 30ha ・森林ボランティアによる森林整備の推進 60ha	さらに、管内における森林整備の実施主体はボランティア団体によるものが多いことから、進捗管理及び現地指導を行いながら安全に森林整備を進める必要がある。 管内は県内でも最も都市化された地域であり、木材需要を喚起することが求められている。 また、令和元年9月の台風第15号の強風被害の森林整備を	当年度の普及指導計画 ア 補助事業等周知 イ 組合等による説明の支援 ウ 森林調査・施業の助言 エ 森林経営計画等の作成支援 オ 森林整備進捗管理指導 カ 労働安全衛生指導 キ 木材利用促進方針策定に向けた巡回 ク 木材活用・木材需要喚起に

		早急に進める必要がある。さらに、今後、風倒木処理等危険度が高い作業の増加が予想されることから、労働安全の確保は急務である。	関する支援
(2) 担い手の育成・確保に向けた取組 対象： 森林所有者 林業研究会 講座受講生 森林組合（2組合） 森林整備団体 市町村	・新たに森林の整備・管理に取り組む者 20名	管内では、市民による森林の整備・管理が進められているが、活動者の高齢化が課題となっている。 市町村では団体育成に関する研修を継続開催しており、要望に応じ支援してきた。 今後も市町、森林組合等と連携して知識の普及・指導し、森林を継続して管理する担い手を育成する必要がある。	当年度の普及指導事項 ・担い手の育成・確保 当年度の普及指導計画 ア 森林整備・管理に係る知識の普及・指導（通年） イ 情報交換の推進（通年）
(3) 特用林産物の安全・安心の確保に向けた取組 対象： 原木シイタケ生産者 タケノコ生産者 クリ生産者 市町村	・安全な特用林産物生産のための方法・知識の普及 60回 ・出荷前検査の徹底 20市町	管内は東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、出荷制限指示や自粛要請が出され、県内でも比較的空間線量の高い地域である。 事故後9年が経過する中、原木シイタケでは、自伐原木による栽培の相談が増えており、引き続き、安全な特用林産物を生産するための方法・知識を普及し低減対策を進める必要がある。 H28に原木露地シイタケにフタモントンボキノコバエの被害が見られ、2～3年おきに大発生する可能性があり、状況により対策指導を進める必要がある。 タケノコ出荷制限解除市においては出荷可能生産者証明書が不要な通常市へ移行するため、未検査竹林の検査を進める必要がある。 さらに、成田市及び千葉市のクリ生産者を対象に剪定講習会を開催する。	当年度の普及指導事項 ・放射性物質低減対策の普及 ・市町村と連携した出荷状況の把握、未検査竹林の検査・自主検査の指導 ・キノコバエ被害の把握と対策の指導 当年度の普及指導計画 ア 生産状況の把握（通年） イ 出荷制限個別解除者の把握、低減対策個別指導（通年） ウ 未検査竹林の検査進捗の確認、助言（4～6月） エ 試験研究成果の普及（通年） オ JA千葉及びJA成田市のクリ生産者を対象にクリ剪定講習会を開催する。
(4) 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の導入にかかる市町村支援	・森林環境譲与税の用途の具体的方針の設定 ；21市町	平成31年度から開始された森林経営管理制度及び森林環境譲与税について、現状市町でその執行体制等が整ってい	当年度の普及指導事項 ア 森林環境譲与税の用途及び執行体制整備に関する助言・指導

<p>対象：管内市町 (21市町)</p>	<p>・森林経営管理制度を踏まえた市町村森林整備計画の見直し ；19市町</p> <p>■(仮称)千葉県森林経営管理協議会の設立支援と加入促進</p> <p>：協議会設立支援 1件 ：各市町村の情報収集 21市町 ：指導助言・加入促進 21市町 ：協議会への加入 21市町</p>	<p>ない。</p> <p>このような中、市町が主体となって地域特性に即した森林環境譲与税の用途を定め、円滑に制度を導入するための支援を行う必要がある。</p> <p>・各市町が森林経営管理制度を必要としているか、また、どう活用するのか不明であり、各市町の意向を把握する必要がある。</p>	<p>イ 森林経営管理制度の理解促進支援 ウ 森林環境譲与税を活用した広域的な連携に対する支援</p> <p>当年度の普及指導計画 ア 個別技術支援及び助言の実施(通年) イ 他自治体での取り組み事例等の把握及び情報提供(通年)</p> <hr/> <p>・令和元年度に設立された協議会の内容について市町への説明等を行い、加入を促進する。</p>
---------------------------	--	---	---

⑨ 森林計画

- (1) 森林法第191条の5の規定による林地台帳の公表について、市町村を指導・支援します。
- (2) 森林法第10条の8の規定により市町村に提出される、「伐採及び伐採後の造林の届出書」について、市町村を指導・支援します。
- (3) 森林法第10条の7の2の規定により市町村に提出される、「森林の土地の所有者届出書」について、市町村を指導・支援します。

⑩ 里山活動支援

- (1) 森林所有者と里山活動団体の「里山活動協定」の締結を促進し、里山活動に必要な技術指導や里山を活用した講習会・観察会などの活動を支援します。

- (2) 里山活動協定の締結数 単位：件

千葉地域※	東葛飾地域	印旛地域	香取地域
5	2	9	4
海匝地域	山武地域	長生地域	合計
1	3	0	24

※千葉地域（市原市を除く）

⑪ 法人の森事業

東日本大震災による津波被害や松くい虫などの被害を受けた九十九里地区の海岸県有保安林において、企業、NPO 法人、地域住民等団体等が社会貢献活動として行う森林整備を積極的に受け入れています。この制度を通じて、海岸県有保安林への理解を深めていただくとともに、県民参加による海岸林整備を進めます。

法人の森事業は、県と団体が法人の森協定を結びます。協定では苗木を植えるだけでなく、下刈り等の管理も含め複数年の森林管理をお願いしています。

実施予定

団体名	実施箇所	実施内容	面積
企業、NPO 法人、地域住民団体等 ※昨年度以前からの継続含む	九十九里海岸 県有保安林	植栽・下刈・ゴミ清掃 等の森林整備	13.1ha

⑫ 教育の森

- (1) 森林・林業教育及び野外活動等のフィールドとなる森林を森林所有者の理解と協力のもとに、「教育の森」として認定しています。
- (2) 認定期間満了の箇所については、所有者の同意のもとに再認定を行います。
- (3) 市町村への教育の森箇所一覧リストの配布等により、教育の森活動を推進します。

教育の森再認定予定箇所数

単位：箇所

千葉地域※	東葛飾地域	印旛地域	香取地域
1	0	1	1
海匝地域	山武地域	長生地域	合計
0	0	0	3(0)

※千葉地域（市原市を除く）、（ ）は新規認定で内数

⑬ 林地開発

森林の有する公益的な機能を保全し、資源として森林と土地の適正な利用を確保するため、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える林地の開発を行う場合には、知事の許可を受けることになっています。また、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下「林地開発条例」という。）により、0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下の林地の開発においても知事に届け出ることを義務付けています。

当事務所においては、許可申請に対する審査・指導を行うとともに、無許可開発などの違法な開発が行われないよう林地巡視パトロールを行っています。

地域森林計画対象民有林における形質変更及び伐採に係る手続き

行 為	面 積 等	必要な手続き		提出先
開 発 (土地の形質変更)	0.3ha 未満	伐採届(イ)		市町村
	0.3ha 以上 1.0ha 以下	小規模林地開発行為の届出(ウ)		林業事務所(支所)
		伐採届(イ)		市町村
	1.0ha 超え	林地開発許可(ア)		林業事務所(支所)
国若しくは地方公 共団体実施又は森 林法施行規則第3 条該当事業		連絡調整(エ) 伐採届(イ)	林業事務所(支所) 市町村	
伐採のみ	面積に係わら ず全て	伐採届(イ)		市町村

(ア) 森林法第10条の2の規定による林地開発許可

(イ) 森林法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出

(ウ) 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条第1項の規定による小規模林地開発行為の届出

(エ) 千葉県林地開発行為等に係る行政指導指針第24条第1項の規定による連絡調整

⑭ 林業・木材産業改善資金

- (1) 林業・木材産業改善資金助成法及び千葉県林業改善資金貸付規則に基づいて、林業従事者等が新たに林業部門あるいは木材産業部門の経営を開始するあるいは林産物の新たな生産方式等を導入し希望する場合は、県は資金の貸付を行うことができます。
- (2) 貸付申請があった場合は、地区運営協議会を開催して貸付の適否の判断を行います。

⑮ 放射性物質対策

平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し、特用林産物において、当林業事務所では、たけのこ、原木しいたけ(露地栽培)、原木しいたけ(施設栽培)の 3 品目で、出荷制限等が出されました。

その後、たけのこは全て解除されましたが、原木しいたけ(露地栽培)及び原木しいたけ(施設栽培)については、一部解除が進んでいるものの、依然として、出荷制限等が続いています。

このため、安全な特用林産物の出荷販売のため、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)に即し、県が策定した「主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、放射性物質検査を行うとともに、市町村と連携し、流通関係者や生産者と協力して、出荷管理の徹底に努めます。

また、出荷制限等の解除を希望する原木しいたけ生産者には、放射性物質低減のための栽培工程管理の普及指導を行うとともに、解除に要する放射性物質検査を実施します。

参考 出荷制限等(令和 2 年 4 月 1 日現在)

○ 原木しいたけ(露地栽培)

国の出荷制限:千葉市(一部解除)、八千代市、流山市、我孫子市、佐倉市(一部解除)、
印西市(一部解除)、白井市、山武市(一部解除)
知事の出荷自粛要請(全域):成田市(一部解除)

○ 原木しいたけ(施設栽培)

国の出荷制限:山武市(一部解除)

※一部解除:市が発行した証明書のある生産者に限り出荷・販売可能

※一部解除:市が発行した証明書のある生産者に限り出荷・販売可能

なお、出荷・販売可能な生産者については、県のホームページ

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html>)で、
随時公開しています。